

検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十九号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定に基づき、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和二十六年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月三十日から適用する。

令和八年七月二十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後		検疫法第八条第四項の規定による検疫区域					
		港又は飛行場の名称	(略)	那覇空港	空港内エプロン	下地島空港	(略)
		検疫区域					

改正前		検疫法第八条第四項の規定による検疫区域					
		港又は飛行場の名称	(略)	那覇空港	空港内エプロン	(新設)	(略)
		検疫区域					